

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者  
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から 4 まで （略）			
5	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明、個人事項証明若しくは一部事項証明手数料	1 通 につ き  450円

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1 から 4 まで （略）				
5	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明、個人事項証明若しくは一部事項証明手数料	1 通 に つ き	450円
<u>5</u>	<u>戸籍法第120条の</u>	<u>戸籍電</u>	<u>1 件</u>	<u>400円</u>
				字句の追加  字句の改正  項の追加

--	--	--	--	--	--

の 2 3 第 2 項の規定  
に基づく戸籍電  
子証明書提供用  
識別符号の発行  
(情報通信技術  
を活用した行政  
の推進等に関す  
る法律(平成14  
年法律第151号)  
第7条第1項の  
規定により同法  
第6条第1項に  
規定する電子情  
報処理組織を使  
用する方法(総  
務省令で定める  
ものに限る。以  
下この項及び6  
の2の項におい  
て同じ。)によ  
り戸籍電子証明  
書提供用識別符  
号の発行を行う  
場合(当該発行  
に係る戸籍電子  
証明書の請求が  
同条第1項の規  
定により同項に  
規定する電子情  
報処理組織を使  
用する方法によ  
り行われた場合  
に限る。)にお  
ける当該発行及

子証明  
書提供  
用識別  
符号発  
行手  
数  
料

につ  
き

6	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている</u></p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明、個人事項証明若しくは一部事項証明手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>
---	--	--	--------------	-------------

<p>び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>6 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明、個人事項証明若しくは一部事項証明手数料</p>	<p>1通につき</p> <p>750円</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

事項の全部若し  
くは一部を証明  
した書面の交付



7 及び 8 (略)

9	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(10の項の場合を除</p>	<p>届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明手数料</p>	<p>1 通 につ き</p>	<p>350円</p>
---	---	-------------------------------------	-------------------------	-------------

除籍電子証明書  
 の請求を行う者  
 が同時に当該除  
 籍電子証明書が  
 証明する事項と  
 同一の事項を証  
 明する除かれた  
 戸籍の謄本若し  
 くは抄本又は除  
 籍証明書の請求  
 を行う場合にお  
 ける当該発行を  
 除く。)

7及び8 (略)

9	<p>戸籍法第48条第        1項(同法第117        条において準用        する場合を含む。        )の規定に基        づく届出若し        くは申請の受        理の証明書の        交付、同法第        48条第2項(同        法第117条に        おいて準用す        る場合を含む。        )若しくは第        126条の規定        に基づく届書        その他市長の        受理した書類        に記載した事        項の証明書の        交付(10の項        の場合を除</p>	<p>届出・        申請の        受理若        しくは        届書そ        の他の        書類又        は届書        等情報        の内容        の記載        事項証        明手        数        料</p>		<p>1通        につき        350円</p>
---	--	---	--	--

字句の改正

字句の追加

字句の改正

	く。)			
10	(略)			
11	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	届書その他の書類の閲覧手数料	書類 1件 につき	350円
12から106まで (略)				

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行による戸籍法(昭和22年法律第224号)の改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符の発行手数料を設けるほか、所要の改正をするものである。

	く。)又は同法 120条の6第1項 の規定に基づく 届書等情報の内 容の証明書の交 付				字句の追加
10 (略)					
11	戸籍法第48条第 2項(同法第117 条において準用 する場合を含 む。)の規定に 基づく届書その 他市長の受理し た書類の閲覧又 は同法第120条の 6第1項の規定 に基づく届書等 情報の内容を表 示したものの閲 覧	届書そ の他の 書類又 は届書 等情報 の内容 を表示 したも のの閲 覧手 数 料	1件 につ き	350円	字句の削除  字句の追加   字句の追加
12から106まで (略)					